

令和8年 第1回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

令和8年3月31日開・閉会

枚方寝屋川消防組合議会

令和8年第1回定例会 枚方寝屋川消防組合議会会議録目次

出席議員	1
地方自治法第121条による出席者	1
議事日程・会議に付した事件	2
開会（午後12時30分）	3
伏見隆管理者開会の挨拶	3
出席状況の報告	4
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	4
議事日程の報告	4
会期の決定について	4
報告第1号 和解及び損害賠償の額を定めることについて	5
清水忍枚方東消防署長の提案理由の説明	5
議案第1号 令和7年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第3号）	6
吉岡良和総務部長の提案理由の説明	6
議案第1号採決	8
議案第2号 令和8年度枚方寝屋川消防組合予算	8
吉岡良和総務部長の提案理由の説明	8
奥野美佳議員の質疑	12
吉岡良和総務部長の答弁	12
奥野美佳議員の再質疑	13
吉岡良和総務部長の答弁	14
奥野美佳議員の再質疑（意見）	15
議案第2号採決	16
議案第3号 枚方寝屋川消防組合消防職員の修学部分休業に関する条例の制定について	16
吉岡良和総務部長の提案理由の説明	16
議案第3号採決	17
議案第4号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について	17
吉岡良和総務部長の提案理由の説明	17
議案第4号採決	19
議案第5号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について	19
三橋慶一予防部長の提案理由の説明	19
議案第5号採決	20
一般質問	20
奥野美佳議員の質問	20
人生の最終段階にあり、心肺蘇生等を望まない方への対応について	20
高橋利昌警防部長の答弁	21
奥野美佳議員の再質問	22

高橋利昌警防部長の答弁	23
奥野美佳議員の再質問（要望）	23
松岡ちひろ議員の質問	24
出初式の在り方について	24
吉岡良和総務部長の答弁	25
松岡ちひろ議員の再質問	25
伊藤高博消防長の答弁	26
松岡ちひろ議員の再質問（要望）	26
北川千尋議員の質問	26
退職者について	26
吉岡良和総務部長の答弁	27
北川千尋議員の再質問	27
吉岡良和総務部長の答弁	28
北川千尋議員の再質問（要望）	28
伏見隆管理者閉会の挨拶	29
奥大輔議長閉会の挨拶	29
閉会（午後1時52分）	30

令和8年3月31日（火）

令和8年 第1回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

令和8年第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会会議録

令和8年3月31日（火）

出席議員（16名）

1番	泉	大介	7番	佐田	あゆ美	13番	藤田	幸久
2番	奥	大輔	8番	高見	雄介	14番	松岡	ちひろ
3番	奥野	美佳	9番	千葉	雅民	15番	松本	佑介
4番	川口	肇人	10番	長友	克由	16番	八尾	善之
5番	北川	千尋	11番	西尾	勝成			
6番	坂口	安喜子	12番	板東	敬治			

地方自治法第121条による出席者

管理者	伏見	隆	警防部長	高橋	利昌
副管理者	広瀬	慶輔	予防部長	三橋	慶一
副管理者	小山	隆	枚方消防署長	太田	健児
会計管理者	菊地	武久	枚方東消防署長	清水	忍
消防長	伊藤	高博	寝屋川消防署長	山内	崇
消防次長	小嶋	悦喜	枚方市危機管理部長	新内	昌子
総務部長	吉岡	良和	寝屋川市危機管理部長	林	竜也

議 事 日 程（令和8年3月31日 午後0時30分開会）

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 報告第1号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第3 議案第1号 令和7年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第2号 令和8年度枚方寝屋川消防組合予算
- 日程第5 議案第3号 枚方寝屋川消防組合消防職員の修学部分休業に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第4号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について
- 日程第7 議案第5号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について
- 日程第8 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで

消防組合議会事務局職員出席者

事務局長 中村 淳 生

(午後 0 時 30 分)

○奥大輔議長 皆様、おはようございます。議員各位におかれましては、年度末、何かとご多用のところ、消防組合議会にご出席くださいます、誠にありがとうございます。

ただいまから、令和 8 年第 1 回枚方寝屋川消防組合議会定例会を開会いたします。

最初に管理者の挨拶をお受けします。

伏見管理者。

○伏見隆管理者 令和 8 年第 1 回枚方寝屋川消防組合議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年 2 月 26 日に岩手県大船渡市で大規模な林野火災が発生したことを受け、林野火災予防の実効性を高めるため、本年 1 月から全国の自治体で「林野火災注意報」と「林野火災警報」の運用が開始されました。

昨日も能勢町で約 10 万平方メートルが焼損する林野火災が発生し本日早朝に鎮圧したところです。

本消防組合におきましても、昨年 12 月に火災予防条例を改正し、本年 1 月 1 日に運用を開始したところですが、昨日までの 89 日間で注意報は 55 回、警報は 17 回発令しており、警報発令時には消防車両による巡回広報を実施し、市民の皆様にご注意喚起を行っているところです。

また、本消防組合と消防団及び協定事業所である大阪広域生コンクリート協同組合との合同で林野火災防ぎょ訓練を実施し、頻発する林野火災への対応力の強化を図っております。

さて、来年度は、令和 8 年度から 12 年度までの 5 年間を計画期間とする第 5 次将来構想計画・後期事業計画の開始年度となります。同事業計画に基づき、市民の皆様が安全・安心を実感できるまちの実現に向け、全力で取り組みを進めてまいります。

それでは本日の定例会でございますが、令和 8 年度予算をはじめ、令和 7 年度補正予算、条例の制定及び一部改正の議案などを提案させていただきます。よろしくご審議のうえ、ご可決いただきますようお願い申し上げます、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

○奥大輔議長 管理者の挨拶が終わりました。

次に、職員から諸般の報告をさせます。

○中村淳生事務局長　ご報告申し上げます。

まず、議員の出席状況からご報告いたします。本日の会議のただいまの出席議員は16人、全員出席でございます。

次に、例月現金出納検査の結果でございますが、令和7年11月及び12月、令和7年度令和8年1月分及び2月分をお手元に配付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○奥大輔議長　ただいま報告させましたとおり、出席議員は定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

次に、会議規則第83条に基づく、本定例会の会議録署名議員について、6番坂口安喜子議員、7番佐田あゆ美議員の2名を指名します。

次に、職員から議事日程の報告をさせます。

○中村淳生事務局長　議事日程

- | | | |
|------|-------|-----------------------------------|
| 日程第1 | | 会期の決定について |
| 日程第2 | 報告第1号 | 和解及び損害賠償の額を定めることについて |
| 日程第3 | 議案第1号 | 令和7年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第3号） |
| 日程第4 | 議案第2号 | 令和8年度枚方寝屋川消防組合予算 |
| 日程第5 | 議案第3号 | 枚方寝屋川消防組合消防職員の修学部分休業に関する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第4号 | 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第5号 | 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について |
| 日程第8 | | 一般質問 |

以上です。

○奥大輔議長　ただいま報告させました議事日程により、会議を進めます。

日程第1　会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○奥大輔議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第2 報告第1号 和解についてを議題とします。

専決第1号 和解及び損害賠償の額を定めることについての提案理由の説明を求めます。

清水枚方東消防署長。

○清水忍枚方東消防署長 只今、上程いただきました報告第1号の専決第1号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書1ページをお開き願います。

本件は、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりご報告させていただくものでございます。

議案書2ページをご覧ください。

事故の内容につきましては、令和7年11月、秋季火災予防運動に伴う広報パトロールを実施中、住宅街の行き止まりにおいて方向転換をしようとしたところ、当方車両右側後方上部と建物1階西側雨戸の外枠角が接触し、相手方建物に損害を与えたものでございます。

損害賠償につきましては、令和8年1月29日に示談が整い、相手方に対し賠償の額として、金14万8,500円を支払っております。

参考資料としまして、4ページに事故現場の見取り図を、また、お手元に示談書を配付しておりますので、ご参照願います。

事故原因につきましては、方向転換を行う際、車両を前進させようとしたところ、ブレーキ操作不十分により車両が後退したものであり、運転スキルの未熟さが原因となったものでございます。

ご迷惑をおかけいたしました関係者の方に深くお詫び申し上げます。

事故後、直ちに車両運行責任者等に対しまして注意喚起を行うとともに、全署員に再発防止のため、車両安全運行要領等を徹底するよう指導したところでございます。

今後も引き続き、事故防止に対する職員の意識啓発に努めてまいります。

以上、専決第1号のご報告とさせていただきます。

○奥大輔議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○奥大輔議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、日程第2 報告第1号の和解及び損害賠償の額を定めることについてを終結いたします。

日程第3 議案第1号 令和7年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

吉岡総務部長。

○吉岡良和総務部長 只今、上程いただきました議案第1号「令和7年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第3号)」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算の主な内容といたしましては、退職手当の増額に伴う人件費の増額をはじめ、工事請負及び消防車両購入に係る契約金額確定等に伴う減額、長期債利子及び繰越金の精算などを合わせまして、増額補正をお願いするものです。

また、消防車両等整備事業及び大阪府衛星無線等再整備事業の予算を繰越明許費として翌年度に繰り越すことなどを併せてお願いするものでございます。

それでは、恐れ入りますが、議案書5ページをお開き願います。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ8,037万3,000円を増額いたしまして、補正後の総額を104億1,703万6,000円とするものでございます。

次に、第2条繰越明許費、第3条地方債の補正につきましては、7ページをお開き願います。

「第2表繰越明許費」からご説明申し上げます。

消防車両等整備事業につきまして、タンク車2台及び指揮支援車1台の納期遅延に伴いまして、事業費1億1,309万1,000円を、翌年度に繰り越すものです。

また、大阪府衛星無線等再整備事業につきましても、地域衛星通信ネットワークの第3世代システムへの再整備工事の工期延期に伴いまして、事業費437万円を翌年度に繰り越すものです。

次に「第3表 地方債補正」に基づきまして、ご説明申し上げます。消防防災施設整備事業の起債限度額を、補正前の27億9,750万円から、810万円を減額いたしまして、27億8,940万円に変更するものでございます。

続きまして10ページをお開き願います。

「歳入歳出補正予算事項別明細書」に基づきまして、
主な補正内容について、ご説明申し上げます。

まず歳入の補正でございますが、第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金につきまして、2,171万3,000円を増額するものでございます。
内訳としまして、枚方市負担金を1,324万4,000円、寝屋川市負担金を846万9,000円、それぞれ増額するものです。

次に、第3款 国庫支出金、第1項 国庫補助金を141万6,000円減額するものでございます。これは、緊急消防援助隊用車両として申請しておりました、タンク車1台、救急車1台、指揮支援車1台の国庫補助金を、契約金額確定に伴いまして、減額するものです。

次に、第4款 府支出金、第1項 府負担金を89万3,000円増額するものでございます。これは、大阪府立消防学校に教官として派遣しています、本消防組合職員の今年度の人件費相当額を人事院勧告により増額するものです。

次に、第6款 寄附金 第1項 寄附金を30万円増額するものでございます。これは、市民から消防体制の充実強化を用途として、30万円の寄附を受けたことによるものです。

次に、第8款 諸収入、第2項 雑入を72万4,000円増額するものでございます。これは、枚方市及び寝屋川市派遣職員の人件費相当額を人事院勧告により増額するものです。

続きまして12ページをお開き願います。

第9款 組合債、第1項 組合債を810万円減額するものでございます。これは、消防車両購入等の契約金額確定に伴うものです。

第10款 繰越金 第1項 繰越金につきましては、令和6年度 歳計剰余金 6,625万9,000円を、新たに予算計上したものでございます。

以上で歳入の説明を終わりました、引き続き歳出につきましてご説明申し上げます。
恐れ入りますが、議案書14ページをお開き願います。

第3款 消防費、第1項 消防費を、8,319万2,000円増額するものでございます。

人件費でございますが、職員手当等で、定年前早期退職者や普通退職者の増加による退職手当の増額によりまして、1億1,050万7,000円を増額するものでございます。

また、需用費で電気料金の高騰に伴い613万7,000円の増額、契約金額確定等によりまして、委託料で152万5,000円、使用料及び賃借料で193万1,000円を減額するものです。さらに、積立金で市民から受けた寄附金30万円を枚方寝屋川消防組合消防救急基金へ積み立てるために、同額を増額するものです。

消防施設費では、消防庁舎関連工事や消防車両購入費等の契約金額確定等に伴いまして需用費で288万8,000円、委託料で226万円、工事請負費で1,599万9,000円、備品購入費で914万9,000円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、第4款 公債費、第1項 公債費でございますが、これは新規発行債の借入金利子、及び一時借入金利子の精算によりまして、281万9,000円を減額するものでございます。

20ページ以降に「補正予算給与費明細書」を、22ページと23ページに「地方債に関する調書」を添付させていただいておりますので、あわせてご参照いただきたいと思います。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○奥大輔議長 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○奥大輔議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○奥大輔議長 討論なしと認めます。

これから本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○奥大輔議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 令和8年度枚方寝屋川消防組合予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

吉岡総務部長。

○吉岡良和総務部長 只今、上程いただきました議案第2号「令和8年度枚方寝屋川消

防組合予算」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本予算につきましては、令和8年度は第5次将来構想計画後期事業計画の初年度であることから、「安全・安心を実感できるまち～ともにつくる～」の実現に向けて、防火・防災対策の推進、消防防災体制の充実強化、救急医療体制の推進などに取り組んでいくための諸経費等を計上させていただいたものでございます。

それでは、別冊の予算書により、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊5ページをお開き願います。

第1条 歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ84億2,109万8,000円と定めるものでございます。

内容につきましては、後ほどご説明申し上げます。

第2条 債務負担行為及び第3条 地方債でございますが、7ページをお開き願います。

第2表 債務負担行為をご覧ください。

文書管理システム整備といたしまして限度額9,398万円、庁舎LED照明器具賃借といたしまして限度額4,210万5,000円、財務会計システム端末賃貸借といたしまして4万9,000円、消防車両更新整備といたしまして1億5,042万円を設定しております。

次に、第3表の地方債でございますが、消防防災施設整備事業といたしまして限度額1億2,390万円を設定しております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表に記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、5ページにお戻り願います。

第4条 一時借入金でございますが、借入れ金の最高額を3億円と定めるものでございます。

それでは12ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に基づきまして、内容のご説明を申し上げます。

まず総括といたしまして、予算総額は歳入歳出ともに84億2,109万8,000円でございます。

前年度と比較いたしますと、18億4,156万1,000円の減額になっております。

それでは歳入よりご説明させていただきます。

16ページをお開き願います。

第1款 分担金及び負担金 第1項 負担金は、構成両市における、令和7年9月末現在の人口及び世帯数を基準とする負担割合により算出しました経常経費分と、それぞれの市で負担していただく特別経費分、交野市との消防指令業務の共同運用に係る経費等を加えました合計が、82億2,218万4,000円となっております。

その内訳は、枚方市負担金が49億8,485万円で、按分比率は61.0864%でございます。

寝屋川市負担金は31億6,153万9,000円で、按分比率は38.9136%でございます。

消防指令業務の共同運用等に係る交野市の負担金は、7,579万5,000円でございます。

次に第2款 使用料及び手数料 第1項 使用料は、電柱の使用料として9,000円の収入を見込んでおります。

第2項 手数料は、危険物関係の許可申請やその他証明発行の手数料と、高圧ガス、液化石油ガス、火薬類のいわゆる産業保安許認可事務の申請手数料を合わせまして590万8,000円の収入を見込んでおります。

次に18ページをお開き願います。

第3款 国庫支出金 第1項 国庫補助金は、緊急消防援助隊用登録車両として申請しております枚方東本署配備の救急車両購入にかかります国庫補助金としまして1,399万3,000円、枚方消防署の移転に伴う民間資金等活用事業調査費補助金1,000万円の収入を見込んでおります。

第4款 府支出金 第1項 府負担金は、府立消防学校教官として派遣いたします、本消防組合職員1名の人件費相当額929万3,000円と派遣に伴う被服費8万円を見込んでおります。

第2項 府補助金は、ヘリコプター運営補助金としまして1,010万円を見込んでおります。

第5款 財産収入 第1項 財産売払収入は、車両等の売払い収入としまして263万6,000円を見込んでおります。

第6款 寄附金 第1項 寄附金 100万円につきましては、科目設定でございます。

第7款 繰入金 第1項 基金繰入金は、救命講習に係る訓練資器材等の購入費としまして30万円を見込んでおります。

次に20ページをお開き願います。

第8款 諸収入 第1項 組合預金利子1万円につきましては、科目設定ござい

ます。

第2項 雑入は、2,168万5,000円で、構成市への職員の派遣に伴う人件費相当額等を計上しているものでございます。

第9款 組合債 第1項 組合債は、消防自動車整備事業及び消防救急デジタル無線整備事業にかかります消防防災施設整備事業債で、1億2,390万円を計上いたしております。

以上で歳入に関する説明を終わらせていただきまして、引き続き歳出に移らせていただきます。

恐れ入りますが、24ページをお開き願います。

第1款 議会費 第1項 議会費288万6,000円は、議員報酬及び組合議会運営に要する経費でございます。

第2款 総務費 第1項 総務管理費114万3,000円は特別職及び公平委員会委員の報酬並びにその運営に要する経費でございます。

次に、26ページをお開き願います。

第2項 監査委員費 16万1,000円は監査委員の報酬などに要する経費でございます。

次に、第3款 消防費 第1項 消防費は、81億6,653万円で、前年度と比較しまして、18億5,949万9,000円の減額となっております。

主な内容をご説明申し上げます。27ページをご覧ください。

人件費のうち、職員手当等では定年退職者が前年度比で11人増加すること等によりまして、28億332万円となり、前年度と比較いたしますと4億2,072万1,000円の増額となっております。

続きまして、44ページをお開き願います。

第2目 非常備消防費では、枚方市、寝屋川市の消防団員活動経費としまして、139万4,000円の予算を計上しております。

続きまして、46ページをお開き願います。

第3目 消防施設費では、消防車両購入費として救急車3台の更新やデジタル無線更新に伴う調達支援業務委託、枚方消防署移転に伴う民間活力導入可能性調査業務委託などで、2億6,100万1,000円の予算を計上しております。

第4款 公債費 第1項 公債費につきましては、新規発行分及び既存借入分に要

する元金及び利子としまして、2億4,037万8,000円で、対前年度比は1,808万2,000円の増額となっております。

続きまして、48ページをお開き願います。

第5款 予備費 第1項 予備費は、1,000万円を計上しております。

最後に52ページ以降に給与費明細書、58ページに債務負担行為に関する調書、60ページに地方債に関する調書を添付いたしております。

内容につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

なお、62ページ以降に枚方寝屋川消防組合予算額推移等の資料を添付しておりますので、併せてご参照いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○奥大輔議長 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

奥野議員。

○奥野美佳議員 議案第2号「令和8年度枚方寝屋川消防組合予算」について伺います。

別冊の予算説明書16～17ページに、枚方市負担金及び寝屋川市負担金の記載があります。

構成両市からの負担金は、「経常経費」と「特別経費（償還金等）」の合計となっておりますが、それぞれの算出方法について伺います。

特に経常経費については、均等割、世帯割、人口割により按分比率を算出し、令和8年度は枚方市61.0864%、寝屋川市38.9136%とされているようですが、算出の考え方と前年度からの増減理由について説明を求めます。

また、特別経費については、施設整備や償還金等に充当されるものと理解してはいますが、令和8年度における主な充当内容について伺います。

具体的には、枚方消防署新庁舎整備に係る委託料を含め、特別経費の主な内訳と、各事業への充当額について説明を求めます。

○奥大輔議長 答弁を求めます。

吉岡総務部長。

○吉岡良和総務部長 奥野議員のご質問にお答えいたします。

まず、経常経費につきましては、令和7年9月末現在の両市の世帯数及び人口を基

礎数値として、均等割100分の15、世帯割100分の40、人口割100分の45の割合により按分比率を算出しております。

令和8年度の両市負担金の按分比率は前年度比で0.0513%の増減となっており、この要因といたしましては、両市における人口比率及び世帯比率の差の拡がりによるものでございます。

次に、特別経費につきましては、公債費として枚方市1億4,221万円、寝屋川市9,716万8,000円、ドクターカー負担金として枚方市3,819万9,000円、寝屋川市2,479万円、消防団活動経費として枚方市97万円、寝屋川市42万4,000円を計上しています。また、枚方消防署新庁舎整備に係る民間活力導入可能性調査及び基本計画策定業務委託料3,335万1,000円、寝屋川消防署西出張所用地賃借料46万8,000円をそれぞれの市の単独の経費として計上しています。

○奥大輔議長 再質疑はありませんか。

奥野議員。

○奥野美佳議員 経常経費の按分については理解いたしました。

一方で、特別経費の中に、枚方消防署新庁舎整備に係る調査・基本計画策定業務委託料が、枚方市単独の経費として計上されていることが明らかになりました。

本事業は枚方市の財源によるものとはいえ、消防組合として進める事業である以上、今後の事業方式の選択が整備時期や事業費に影響を及ぼす可能性もあることから、組合全体の運営への影響も含め慎重に検討するよう求めておきます。

2回目の質問です。

枚方消防署の移転に係る新庁舎整備について、基本計画の作成と同時に民間活力導入可能性調査を実施し、従来方式、DB方式、PFI方式を比較検討するとされています。

そこで伺います。

まず、基本構想策定後の段階で、基本計画と同時に民間活力導入可能性調査を実施する理由について、伺います。

また、これまで消防組合において同様の調査を実施した事例があるのか、今回新たに実施する理由について伺います。

さらに、現時点で特定の事業方式を想定しているのか、それともあくまで選択肢の一つとして検討するものなのか、見解を伺います。

加えて、本事業では枚方市のPPP/PFI手法活用指針を準用することですが、寝

屋川市に同様の指針があるのか、伺います。

また、内閣府の民間資金等活用事業調査費補助金の活用が見込まれていますが、補助金活用により事業方式の選択が制約されることはないのか、伺います。

さらに、近年の建設コスト上昇等によりPFI事業の成立が困難となる事例も見られますが、こうした状況下で調査を実施することのリスクについてどのように認識しているのか、見解を伺います。

○奥大輔議長 答弁を求めます。

吉岡総務部長。

○吉岡良和総務部長 奥野議員の2回目のご質問にお答えいたします。

本消防組合では、令和6年3月に枚方消防署新庁舎整備基本構想を策定しましたので、一般的に、今後は基本計画の策定、基本設計・実施設計、建設工事という流れで整備を進めていくことになります。

民間活力導入可能性調査は、枚方消防署新庁舎の整備や運営に民間企業のノウハウを活用し、効率的・効果的なサービス提供やコスト削減につながるかを検討する調査であり、今後の事業方式やスケジュールの検討とあわせて、基本計画の策定を委託していくものです。

同調査につきましては、消防庁舎建設事業が枚方市「PPP/PFI手法活用 優先的検討の基本方針」の実施基準に合致することから準用するもので、本消防組合ではこれまで実施した事例はございません。

現時点で想定している事業方式はなく、調査の中で、従来方式やDB方式などの事業方式や建設スケジュール及び最適な導入手法を委託事業者に複数提示させ、最適な手法を検討してまいります。

枚方市と同様の指針につきましては、寝屋川市では定めていないと聞いております。

内閣府の民間資金等活用事業調査費補助金の対象事業については、主なものとして、公共施設整備での財政削減効果や地域経済・社会への貢献など多様な効果が見込まれることが条件となっています。

調査を実施していくうえで、議員ご指摘のとおり、実現可能性や経費などのリスクも含めて検討していく考えです。

○奥大輔議長 再質疑はありませんか。

奥野議員。

○奥野美佳議員 本事業は枚方市のPPP/PFI手法活用指針を準用するとのことですが、寝屋川市には同様の指針はなく、本消防組合としても実施事例はないとのことでした。

また、内閣府補助金についても事業方式を限定するものではないと理解します。

調査を実施すること自体は否定するものではありませんが、調査の実施により特定の事業方式に方向付けられることがあってはならず、実現可能性を最優先に検討を進めるよう求めておきます。

3回目は意見です。

枚方消防署の庁舎は老朽化が進んでおり、災害対応拠点としての機能確保の観点からも早期整備は喫緊の課題です。消防署は市民の生命と財産を守る最前線の拠点であり、最も重要なことは確実に整備を進めることです。

また、移転に伴う「消防、そして救急」の空白を生じさせないための対応が検討されている点については、消防救急体制の適正配置の観点からも不可欠な対応であると考えます。これまで繰り返し申し上げてきた消防救急体制の適正配置の観点からも、地域の安全水準を低下させないための体制確保は不可欠であり、出張所整備などの対応についても、新庁舎整備と一体的に、遅れを生じさせることなく確実に実施されるよう強く求めておきます。

今回、民間活力導入可能性調査を実施し、従来方式、DB方式、PFI方式を比較検討するとのことですが、PFIやDBO方式では設計・建設・維持管理等を一括発注することにより事業内容が多角化し、事業主体の構成が複雑となるほか、契約期間の長期化に伴う物価変動等のリスク対応も難しくなります。こうした構造的な課題は、事業者の参画意欲の低下や適切な価格競争の阻害につながる可能性があります。

特に近年は資材価格の高騰や人件費の上昇、金利環境の変化などにより、PFI事業において入札不調となる事例も多く見られることから、事業の確実性の観点からは慎重な判断が求められます。このような点を踏まえると、設計・工事・庁舎管理業務を分離して発注する従来方式の方が、リスク分散や競争性確保の面で合理的なのではないでしょうか。

補助金を活用した可能性調査を実施すること自体は理解しますが、調査を実施したことにより事業手法が縛られることはあってはならず、整備の遅れにつながるような事態は避けるべきです。

また、枚方市のPPP/PFI手法活用指針を準用するとのことですが、当該指針に過度

にとらわれることなく、事業の特性や現在の社会経済状況を踏まえ、最も適切で実現可能性の高い事業手法を主体的に選択するよう強く求めて、私の質疑を終わります。

○奥大輔議長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○奥大輔議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○奥大輔議長 討論なしと認めます。

これから本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○奥大輔議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 枚方寝屋川消防組合消防職員の修学部分休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

吉岡総務部長。

○吉岡良和総務部長 只今、上程いただきました議案第3号「枚方寝屋川消防組合消防職員の修学部分休業に関する条例の制定について」、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書25ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

本案の条例の制定につきましては、職員が公務に関する能力向上のため、無給で勤務時間の一部を利用して修学できる制度として、地方公務員法第26条の2に規定されているもので、本消防組合といたしましても、職員が自主的に能力開発を行うことで、公務能率の向上かつ適正な組織運営の推進に繋がることから、修学部分休業に関する条例を制定するものでございます。

それでは、制定内容につきまして、順次ご説明申し上げます。

26ページをお開き願います。

第1条は、本条例の趣旨を、第2条は、任命権者の承認について定めるとともに、取得可能時間及び期間について定めるものでございます。

第3条は、承認を受けて勤務しない場合の給与の取り扱いについて、第4条は期間の延長について、第5条は、承認の取消事由について、それぞれ定めるものでございます。

第6条は規則への委任について定めるものでございます。

最後に附則でございますが、この制定は、令和8年4月1日から施行するものと定めるものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○奥大輔議長 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○奥大輔議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○奥大輔議長 討論なしと認めます。

これから本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○奥大輔議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

吉岡総務部長。

○吉岡良和総務部長 只今、上程いただきました議案第4号「枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書28ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、令和7年人事院勧告及び構成市の改正に準じ、自動車等の通勤手当につきまして、新たな通勤距離区分及び駐車場等の利用に対する手当を設けるほか、給料月額を改定するため本消防組合においても給与改正を行うものでございます。

改正後の給与条例に基づく消防職給料表につきましては、31ページ及び32ページに掲載しております。

その他の改正内容につきましては、新旧対照表に基づきご説明申し上げます。

それでは、恐れ入りますが、35ページをお開き願います。

第8条第2項は、昇給について、任命権者が別に定める基準に従い決定する、とするものでございます。

同条第3項は、標準昇給を行わない職員について、職務の級7級の下限からの号給及び中間の号給の一部の廃止並びに職務の級8級及び9級を定額制とする消防職給料表の改正に併せて、職務の級が7級である職員を加えるものでございます。

第34条第1項は、自動車等使用者に対する通勤手当の額について、66,400円を超えない範囲内で通勤距離区分に応じて規則で定める額とし、同条第2項は、第1項の改正に伴い、「規定する額」とするものでございます。

現行の同条第4項は、第5項を新たに設ける改正に伴い、新たに第6項として規定するものでございます。

同条第5項は、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新たに設けるものでございます。

恐れ入りますが、33ページにお戻り願います。

附則でございますが、第1項は施行期日を令和8年4月1日とするものでございます。

第2項は、消防職給料表の改正に伴い、号給を切り替えるものでございます。

第3項は、第2項に規定する職員のうち、切替日に昇格等をした職員の新号給については、切替えが行われる職員との均衡を考慮して任命権者が別に定めるとするものでございます。

第4項は、「枚方寝屋川消防組合消防職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例」の附則について、所要の規定の整備を行うものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○奥大輔議長 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○奥大輔議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○奥大輔議長 討論なしと認めます。

これから本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○奥大輔議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三橋予防部長。

○三橋慶一予防部長 只今、上程いただきました議案第5号「枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について」、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書39ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

本案につきましては、屋外に設置される消費熱量が小さなサウナ設備について、その特性に応じた分類を行うとともに、住宅における出火防止対策として感震ブレーカーの設置促進が追加されたことを踏まえ、条例改正を行うものでございます。

それでは、主な改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが42ページをお開き願います。

第7条の2に記載の条文を追加し、従前のサウナ設備を簡易サウナ設備と一般サウナ設備に分類し、簡易サウナ設備について規定するものでございます。

43ページをお開き願います。

第7条の3についてですが、従前の第7条の2を第7条の3とし、サウナ設備を一

般サウナ設備として、新たに規定するものでございます。

続きまして、第29条の7についてですが、住宅における出火防止対策として感震ブレーカーの普及の促進が追加されたものでございます。

続きまして、火を使用する設備等の設置の届出について規定する第44条について、44ページのとおり6号の2に簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）を新たに追加し、7号をサウナ設備から一般サウナ設備に改め、簡易サウナ設備及び一般サウナ設備について、届出が必要であることを明確にするものでございます。

恐れ入りますが、41ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例の施行日を令和8年4月1日とするものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○奥大輔議長 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○奥大輔議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○奥大輔議長 討論なしと認めます。

これから本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○奥大輔議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 一般質問を行います。

一般質問については、奥野美佳議員、松岡ちひろ議員、北川千尋議員から通告がありました。

初めに奥野美佳議員の質問を許可します。

奥野議員。

○奥野美佳議員 一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。通告に従い、人生の最終段階にあり心肺蘇生等を望まない方への対応について、質問させていただき

ます。

今回、北河内医療圏において、「人生の最終段階にあり心肺蘇生等を望まない心肺停止傷病者への救急隊の標準的活動要領」が本格運用されることとなりました。

試行運用を踏まえ、書面による意思確認を基本とし、かかりつけ医への連絡や家族の意思確認を行うこと、また、判断に迷う場合は搬送することなど、現場の混乱を最小限に抑えるための整理が図られたものと認識しています。

一方で、この要領の前提は、ACP（人生会議）がなされていたとしても、ご家族等が動揺し119番通報が行われ、救急隊が短時間で意思確認や医療機関との連絡調整を求められるという状況です。また、救急隊が出動する時間帯によっては、かかりつけ医と速やかに連絡が取れるのかといった懸念もあります。

制度としては整理されても、救急隊員が現場で判断に苦慮する場面は、なお残るのではないのでしょうか。

そこで伺います。

令和8年4月1日から「人生の最終段階にあり心肺蘇生等を望まない心肺停止傷病者への救急隊の標準的活動要領」を本格運用するにあたり、救急現場において救急隊の負担軽減についてどのような効果を見込んでいるのか、また、現場をどのように支えていくのか、伺います。

また、本要領の運用が救急医療体制に与える影響についてどのように認識しているのかについても、伺います。

○奥大輔議長 答弁を求めます。

高橋警防部長。

○高橋利昌警防部長 奥野議員のご質問にお答えします。

本要領を運用することにより、現場での手順が明確になり、救急隊員が現場でかかりつけ医に確認をとることで、人生の最終段階にあり心肺蘇生を望まない方を搬送するかどうかで迷うことなく活動することができると考えます。そして、これまで以上に医療機関や高齢介護福祉施設等の関係機関と情報共有することで、救急隊が活動しやすい環境をつくり、安心して現場活動に臨むことができるよう努めていきたいと考えます。

また、本要領を適用した救急事案については事後に検証を実施しています。その結果のフィードバックや助言を行い、救急隊員の精神的な負担軽減を図ってまいります。

本要領の運用に伴う医療機関への影響ですが、現場にて蘇生を望まない意思表示があった場合、かかりつけ医の確認がとれるまでの許容される時間は10分以内としています。また、本要領に該当しない方は、通常の救急対応となるため医療機関側への影響は無いと考えています。

○奥大輔議長 再質問はありませんか。

奥野議員。

○奥野美佳議員 一定のルール整理により、救急隊が迷わず活動できる環境づくりが図られている点は、現場の実情を踏まえた整理であると受け止めています。

一方で、本要領では判断に迷う場合は搬送となることから、現場での確認や待機時間を経た後の搬送となるケースも想定されます。このことは、救急側の判断負担を軽減する一方で、結果として救急受入医療機関側の対応負担につながる側面もあると考えます。

つまり、救急側の対応負担と救急医療側の対応負担は、一定のトレードオフの関係にあると考えられます。

本要領に該当しない場合には通常の救急対応となりますが、その中には現場での判断負担軽減のため搬送されるケースも想定されます。結果として、終末期対応の判断が医療機関側に委ねられる場面が生じる可能性についても、今後の検証課題として認識しておく必要があると考えます。

この問題の本質は、救急現場に入る前の段階で意思がどれだけ共有されているかにあると認識しています。

実際の現場では、書面が見つからない、家族の認識が一致していない、施設が本人意思を把握していないといった状況により、救急要請に至るケースもあると聞いています。

制度の整理だけでは救急現場の負担軽減には限界があり、地域全体での取り組みが不可欠であると考えます。

そこで、2回目の質問です。

ACPに基づく救急対応には、救命を使命とする救急隊の本来業務とは異なる側面を持ち、現場に新たな負担を生じさせるものでもあります。

今回の活動要領は、その課題を踏まえた整理であると受け止めていますが、救急現場の混乱を防ぐためには、医療・介護・福祉・行政・消防を含めた多職種連携が不可

欠であると考えます。

また、書面提示を前提とする制度である以上、市民への周知や意思表示の普及も重要となります。

さらに、判断に迷う場合は搬送となる制度設計である以上、救急医療体制への影響も考慮する必要があります。

そこで伺います。

本要領の運用にあたり、消防として多職種とどのように関与していくのか、伺います。ACP（人生会議）や人生の最終段階にあり蘇生を望まない方の意思表示を尊重するため、構成市とどのように連携していくのかについても、見解を伺います。

○奥大輔議長 答弁を求めます。

高橋警防部長。

○高橋利昌警防部長 奥野議員の2回目のご質問にお答えします。

本要領の試行運用時から医師会主催の市民フォーラムや地域包括ケアシステムに関与する職種が集う講演会に積極的に参加し、本要領の広報活動を実施してきました。引き続き、ACPを有効に実施するため、人生の最終段階にあり心肺蘇生を望まない方が誤って救急車を要請しないよう普及啓発に努めてまいります。

○奥大輔議長 再質問はありませんか。

奥野議員。

○奥野美佳議員 3回目は意見要望です。

多職種連携の場への参画や市民への普及啓発に取り組まれている点は、制度運用を支える重要な取組であると認識しています。

今回の活動要領は、救急搬送側の実情に応じた現実的な整理であると受け止めています。

しかし、書面、医師連絡、家族理解という条件が整わなければ最終的には搬送となる制度であり、意思表示があいまいな場合には救急搬送となる前提は変わりません。

この点を踏まえ、本制度が実効性を持つかどうかは、救急現場に入る前の段階で意思共有がどこまで進むかにかかっているものと考えます。

私は約7年前、ACPが取り上げられ始めた頃、家族の看取りを経験しました。

「絶対に病院で最期を迎えたくない」という本人の思いを最大限尊重し、さまざまな調整を重ねながら、その思いを実現することができました。

この経験から、人生の最終段階における生き方を本人が選択し、それを周囲が支えられる環境を整えておくことの重要性を強く感じました。

その後、市議会において、自宅や施設で穏やかな最期を迎えたいと願っていても、救急搬送されることで望まない治療につながる可能性があるという課題を指摘し、ACP、いわゆる人生会議の重要性を提起してきました。

さらに2019年には、本組合議会において、「救急現場での標準的対応ルールの必要性」「在宅医療や介護との連携」「地域包括ケアの中での消防の参画」を要望しました。

今回の活動要領の本格運用は、こうした課題に対する一つの整理ではありますが、完成された仕組みというよりも、救急搬送側の実情に応じた現実的な整理であると受け止めています。

この制度は、書面確認や医師連絡などの条件が整わなければ最終的には搬送となります。つまり、意思表示があいまいな場合は救急搬送となる構造は変わりません。

だからこそ重要なのは、救急現場に入る前の段階です。

人生の最終段階における生き方を一人ひとりが選択し、それを家族や施設など自らを取り巻く人たちに適切に示しておくこと。そして関係者の認識が一致していること。いざという時に迷わず意思を示せること。こうした準備が整ってはじめて、この制度は機能します。

そして、その基盤を整える責任は消防だけではありません。人生の最終段階における本人の意思を尊重できる地域づくり、医療・介護との連携体制の構築、市民への理解促進。これらを構成市が責任を持って整備することが不可欠であります。

その上で、あいまいな場合は救急搬送となること、本人の意思を明確に示しておくことが重要であること、そして、ご本人の意思を尊重し救急要請を行わない選択もあること、こうした点について、救急側からも発信していただくことが制度の後押しになるものと考えます。

現場の整理はなされました。次は、構成市による迷わせない地域づくりであると申し上げて、私の質問を終わります。

○奥大輔議長 これにて奥野美佳議員の質問を終結いたします。

次に、松岡ちひろ議員の質問を許可します。

松岡議員。

○松岡ちひろ議員 一般質問の機会を頂きありがとうございます。それでは通告に従い

まして、出初式の在り方について、質疑を行っていきたいと思います。

今年の出初式は、これまでと異なり街中で開催をされました。

12月23日開催の議会質問では、出初式の目的は市民に消防力を披露すること、消防職団員の士気高揚を図ること、消防に対する認識と信頼を深めること、防火防災の普及を図ること、さらに今年は子どもが喜ぶ出初式をテーマに開催をしたとされました。

初めての駅前通りで出初式となりましたが、結果としては、どのような評価をしておられるのかお聞きをいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

○奥大輔議長 答弁を求めます。

吉岡総務部長。

○吉岡良和総務部長 松岡議員のご質問にお答えします。

開催場所を寝屋川市駅前大通りとしたことで、当日は過去最多の来場者を迎えることができました。観覧者の方々からは「普段は見られない消防車をたくさん見られてうれしかった」、「訓練を初めて間近に見られて楽しかった」、「次回も楽しみにしている」など多くの声をいただきました。また参加した消防団員からも「大勢の市民が手を振って応援してくれ誇らしかった」などの感想が聞かれ、出初式終了後には、出初式を見るなどしたことをきっかけに、寝屋川市消防団に新たに計9名の入団があったとお聞きしています。

車両行進や徒步行進により消防力を披露すること、消防職団員の規律や訓練披露を通して消防に対する認識と信頼を深めること、車両乗車体験や各種イベントを通して防火防災の普及を図ることをテーマとして掲げ、結果、消防を大いにアピール出来たことは枚方寝屋川消防組合、寝屋川市消防団、枚方市消防団にとって大変評価できる出初式であったと認識しています。

○奥大輔議長 再質問はありませんか。

松岡議員。

○松岡ちひろ議員 ただいまの答弁によりますと、目的は果たせたということのようですが、パレードには私大変驚いたところであります。

それぞれ消防車両や、また一般市民は歩いて行進をされておられましたが、両市長がオープンカーでの行進となっております。

一回目の質問で消防組合としての出初式の目的とテーマを述べさせていただきましたが、この目的に照らしたときに、両市長が消防車両ではなくオープンカーに乗車する

ことについて、消防行政上の必要性や合理性があったのか、理解ができません。

なぜ、オープンカーにされたのか出初式の責任者に答弁を求めたいと思います。

○奥大輔議長 答弁を求めます。

伊藤消防長。

○伊藤高博消防長 松岡議員の2回目のご質問にお答えします。

今年の出初式については、寝屋川市駅前大通りで行う初めての試みであったことから、他市の出初式も参考にしながら入場や行進などを消防本部で企画いたしました。大阪市や堺市をはじめオープンカーでの入場を行っている消防本部があること、また、初めて行う駅前でのパレード型の出初式のオープニングをよりインパクトのあるものとするため、オープンカーを採用したものでございます。

○奥大輔議長 再質問はありませんか。

松岡議員。

○松岡ちひろ議員 ただ今の答弁は出初式の責任者は、ということで問いましたが、消防長だということです。要望して終わりたいと思いますが、オープンカーとした理由は他市を参考に、そしてインパクトを与えたかったということでありました。

インパクトということでは、成功されたと思います。ただ今は、特に物価高騰などで生活が苦しい方がたくさんおられる。こうした時に少しでも支出を抑えていくことを誰よりもその自治体の長は心がける必要があるのではないのでしょうか。

それが目的にあっていても言い難いオープンカーでは、「必要性に乏しい支出ではないか」との市民の声に対して、説明が難しいと感じます。

私は、せめて職員さんと同じように、消防車両に乗って頂きたかったですし、或いは市民と同じ目線にたち、市民と同様に歩いて頂きたかったです。

市民の理解と信頼が得られる消防行政の運営となるよう強く要望し、質疑を終わりたいと思います。以上です。

○奥大輔議長 これにて松岡ちひろ議員の質問を終結いたします。

次に、北川千尋議員の質問を許可します。

北川議員。

○北川千尋議員 一般質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

消防組合の消防職員の退職状況についてお伺いいたします。

令和7年度は、ベテラン職員、若手職員問わず17名の定年前退職者が発生したと聞

いております。

このように、離職者が多数出ている中、退職する要因は一時的なものか構造的なものかどのように分析されているのかをお聞かせください。定年退職者がいない中でこれだけの退職者が生じていることは人員計画や組織運営の観点からみても通常とは異なる状況であると考えます。

また、このような状況を当局としてどの程度重く受け止めているのでしょうか。離職の増加は全国的な傾向なのか、それとも本消防組合特有の課題なのか。過去の推移も踏まえ、どのような変化が起き、その背景をどう分析されているのかお聞かせください。

○奥大輔議長 答弁を求めます。

吉岡総務部長。

○吉岡良和総務部長 北川議員のご質問にお答えします。

本消防組合の過去3年間の退職者状況を見ますと、定年退職者を除くと、平均しますと毎年10数名の退職者で推移しています。

さらに、3年間の退職者を年齢区分で分けると、50歳以上の職員と20代30代の職員が多く退職していることが分かります。

退職理由については、50歳以上の方は、第2の人生のキャリアを再構築したいという理由が多く、その他には家業を継ぐという理由もありました。20代30代の職員の退職理由については、自分の生まれ育った町の消防への転職や、一方で、より、やり甲斐のある仕事を求め、市役所や警察、民間企業などへの転職といった理由もありました。

他市消防本部の状況については、本消防組合と同様に若年層の離職が課題となっており、これは終身雇用の時代から転職が当たり前の時代となっている背景が原因であると考え、今しばらくは転職ブームといった時代が続くものと分析しております。

○奥大輔議長 再質問はありませんか。

北川議員。

○北川千尋議員 消防組合の離職状況については理解できましたが、毎年一定数の離職者が出ているのは事実です。消防職員は専門性が高く、職員を一人前に育てるには、多くの時間と労力そしてコストがかかり、一人の離職が組織に与える影響は大きいと考えます。

今後、さらに少子化が進み、民間企業との人材の確保による競争の激化により、今まで以上に採用環境が厳しくなることが予測される中、今後どのように人材の確保、定着、育成と進めていくかをお聞かせください。

採用環境が厳しくなる中においては、単に採用人数を確保するだけでなく、入職後の定着率をいかに高めるかが重要であると考えます。離職の背景による要因を踏まえたうえで、職場環境や働き方の見直し、キャリア形成の支援など、より実効性のある取組をどのように進めていくのかについても具体的な考えをお聞かせください。

○奥大輔議長 答弁を求めます。

吉岡総務部長。

○吉岡良和総務部長 北川議員の2回目の質問にお答えします。

まず、人材の確保の取組として、令和4年度の採用試験から多様な人材を発掘できるよう社会人区分を設け、年齢要件を33歳まで引き上げ、また体力試験の内容も見直し「体力重視」から「人物重視」に方針転換し、より多くの方に受験してもらい、その中から優秀な人材を発掘するという取り組みを行っています。

次に、人材の定着及び育成については、「この職場で働きたい」と思える組織風土を醸成するため、年次休暇や育児休業が取得しやすい環境作りや、入職後の新人職員に対して消防の基礎を学び職員の成長を促す仕組みである新人職員育成マニュアルを作成するなど、組織一丸となって人材の定着及び育成に取り組んでいるところであります。

○奥大輔議長 再質問はありませんか。

北川議員。

○北川千尋議員 ただいまの御答弁は新入職員に対する定着や育成に主眼を置いたものであると受け止めました。これらの目的は非常に重要であり、引き続き丁寧に進めていただきたいと考えます。

一方で定年延長が進む中においても、一定数キャリアの長い職員の離職は今後も想定されるところであり、加えて転職が一般化している現在の社会状況を踏まえれば、これまで以上に40代50代といった中堅ベテラン層の離職についても、十分に視野を入れた対策が必要であると考えます。消防職員は高度な専門性と経験が求められる職種であり、一人の離職が現場力や組織運営に与える影響は非常に大きいものがあります。

特に長年にわたり培われてきた知識や技術、現場対応力は一朝一夕に身につくもの

ではなく、それらが失われることは組織にとって大きな損失であるとともに将来的な消防力の低下にも繋がり兼ねません。こうした観点から単なる時代の流れや転職志向の高まりとして受け止めるのではなく、入職された職員が長く安心して働き続け、やりがいを持って活躍できる環境づくりがより一層重要になると考えます。例えばキャリアの段階に応じた研修体系の見直しや特に中堅ベテラン職員に特化した能力開発、キャリア支援の充実、定期的なフォローアップや相談体制の強化など、きめ細やかな人材育成定着政策の検討が必要ではないでしょうか。あわせてベテラン職員が有する高度な技術や経験を若手職員へ着実に継承していく仕組みづくりも今まで以上に重要であると考えます。

市民の生命、身体、財産を守る消防の使命を果たし続けるためにも人材の確保と合わせて人材をいかに定着させ育てて繋いでいくかという視点を重視し、今後の政策に反映いただきますよう、強く要望いたしまして、私からの質問とさせていただきます。

○**奥大輔議長** これにて北川千尋議員の質問を終結いたします。

以上をもって、一般質問を終結いたします。

これをもちまして、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

閉会に際し、管理者から挨拶をお受けいたします。

伏見管理者。

○**伏見隆管理者** 閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本日は年度末で何かとお忙しい中、ご提案申しあげました諸案件について、慎重にご審議いただき、いずれもご可決いただきましたことを、厚くお礼申し上げます。

本消防組合のめざすまちの姿である「安全・安心を実感できるまち」の実現に向け、令和8年度も消防組合が一体となって、様々な施策に取り組み、市民の期待に応えられる消防行政の執行に努めてまいりますので、引き続き、ご指導ご協力をいただきますようお願い申し上げます。閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

本日は、大変お疲れ様でした。

○**奥大輔議長** それでは、私からも閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、年度末、何かとお忙しい中、ご出席賜り、ありがとうございました。

この1年間、皆さまのご支援、ご協力によりまして、また泉副議長の支えを得まして、無事、議長の職務を全うすることができました。重ねてお礼を申し上げます。

今後も引き続き、枚方・寝屋川両市民の安全・安心を守るために、消防行政に対する、より一層のご支援とご協力をお願いを申し上げまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

以上を持ちまして、令和8年第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会を閉会いたします。皆さま、お疲れ様でした。

(午後1時52分 閉会)

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記するためここに署名する。

令和8年3月31日

枚方寝屋川消防組合議会

議長 奥 大 輔

枚方寝屋川消防組合議会

議員 佐 田 あ ゆ 美

枚方寝屋川消防組合議会

議員 坂 口 安 喜 子